

国土交通省からのお知らせ

6月の1か月間を強化月間として実施しました「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」につきまして、下記のとおり実施結果が取まとめましたのでご報告します。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成24年8月16日  
自動車局

「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」強化月間（6月）における街頭検査の実施結果  
～不正改造車211台に整備命令を発令～

- 国土交通省は、6月を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化月間としています。
- この期間中に警察庁、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等の協力を得て、不正改造車の摘発と自動車ユーザーへの啓発に重点を置いた街頭検査を全国で172回（昨年比-20回）、18,720台（昨年比+615台）に対して行いました。
- その結果、約7.4%の1,379台（昨年比-154台）に保安基準不適合箇所などがあったことから自動車ユーザーに対し改善の指導を行いました。
- このうち、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、灯光色違いの灯火器の取付けなどの不正な改造を行っていた車両は310台（昨年比-89台）あり、その場で改善措置を講じた車両以外の211台（昨年比-60台）に整備命令書を交付し、必要な整備を命じました。
- 整備命令書を交付した211台の主な不正改造内容は、以下のとおりです。

○不適切な灯火器	：	68件
○基準不適合マフラーの装着	：	33件
○着色フィルム等の貼付	：	32件
- また、硫黄分濃度分析器による燃料に関する検査については246台（昨年比-16台）実施（特に中部・中国・四国地区（昨年は、中部・近畿・九州地区）においては、当該検査を重点項目として129台実施）しました。
- このうち、不正軽油（規格外の軽油）の使用が判明した1台（昨年比-2台）について適正な燃料を使用するよう警告をしました。



＜近接排気騒音測定＞



＜深夜街頭検査実施状況＞

国土交通省では今後とも関係機関と協力し、不正改造車及び不正軽油の排除を積極的に推進してまいります。

## 関東運輸局山梨運輸支局からのお知らせ

関東運輸局山梨運輸支局より「平成24年秋の全国交通安全運動実施細目(自動車分解整備事業者関係)」の通知がありましたのでお知らせいたします。

### 平成24年秋の全国交通安全運動実施細目(抜粋) (自動車分解整備事業者関係)

関東運輸局山梨運輸支局

期 間 平成24年9月21日(金)～平成24年9月30日(日)  
交通事故死ゼロを目指す日 平成24年9月30日(日)

#### 1. 全国交通安全運動の重点目標

- (1) 子どもと高齢者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 二輪の事故防止

#### 2. 車両の安全対策の推進

次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図ること。

- (1) 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施、特に、ホイールボルト折損による車輪脱落事故防止のための点検整備を実施すること。
- (2) 不正改造の防止の徹底を図ること。
- (3) 省エネ運転・エコドライブ運転方法の指導を実施すること。
- (4) 自動車の使用状況に応じ自動車製作者が示す点検整備方式に基づいた点検を実施すること。
- (5) 特殊な構造・装置の自動車や走行距離が多いなど使用の状況が厳しい場合の点検時には、自動車製作者等が発行する点検整備の情報を参考として点検を実施すること。

#### 3. 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもと高齢者の交通事故を防止するため、子どもと高齢者の動向や高齢者の運転能力等を正しく理解するとともに、子どもと高齢歩行者に対する保護の徹底を図ること。

#### 4. 覚せい剤等薬物の使用防止

必要に応じて会社全体で、覚せい剤等薬物使用問題について認識を深めるとともに、従業員等に対しその使用の弊害等についての知識の普及を図り厳にその使用防止の徹底を図ること。